

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます



身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じる、もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。



性的虐待

障害者にわいせつな行為をしたり、障害者にわいせつな行為をさせること。



経済的虐待

障害者の財産を不当に処分したり、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

**虐待を発見したら
通報を！**



放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置等、職務上の義務を著しく怠ること。



心理的虐待

障害者に対する著しい暴言や、不当な差別的な言動を行うこと。

令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけでなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

【連絡先】 熊本市こころの健康センター （熊本市中央区大江5丁目1-1）

電話：096-361-2293

メールアドレス：kokoronokenko@city.kumamoto.lg.jp

【院内相談窓口】